



2022年度

5月12日提出

本部申41号

夏季手当に関する申し入れ

基準内賃金（エルダー社員は基本賃金）の

3.0 ヲ月分

～申し入れ項目～

1. 2022年度夏季手当については、基準内賃金（エルダー社員は基本賃金）の3.0ヵ月分とすること。
2. テンポラリースタッフに対しては、駅業務従事者とともに最前線での旅客対応に全力を期し、安全で安心な輸送サービスの提供に尽力してきたことから基本賃金のほかに「特別加算金」として5万円を支給すること。
3. 2期連続の赤字決算の解消に向けての今後の取り組みにおいては、収益確保や生産性向上のみに傾注せず、安全を第一にステークホルダーとの価値協創を実現し、持続可能なJR東日本グループの成長経営の実現を図ること。
なお、グループ会社と一体となった業務執行体制の構築がこれまで以上に重要であることから過度な業務委託費の削減を行うことなく、エルダー社員をはじめとするJR東日本グループ業務従事者の負担軽減と処遇改善に取り組むこと。
4. この要求に対する回答については、2022年6月10日までに行うこと。
5. 支払い指定日は、2022年6月30日までとすること。

「人への投資」こそが成長投資！

みんなの声で満額回答をめざそう！